

# 北星学園大学 総合情報センターネットワーク利用規程

## 〔目 的〕

**第1条** この規程は、北星学園大学総合情報センター情報処理システム利用規程に基づき、北星学園大学、北星学園大学短期大学部（以下「本学」という）に設置されるネットワークシステム（以下「ネットワーク」という）の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 〔構 成〕

**第2条** この規程に定めるネットワークとは、次の各号に定めるデータ通信にかかわる装置・設備及び関連事項をいう。

- 1 学内ネットワーク基幹及びその管理機器
- 2 学内の建物内に配置した配線、H u b及び情報コンセント
- 3 学術情報ネットワークとの接続に使用する機器
- 4 本学が財団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（J P N I C : Japan Network Information Center）より受けたI Pアドレス
- 5 学内イントラネット用のプライベートアドレス

## 〔利用資格〕

**第3条** ネットワークを利用することのできる者（以下「利用者」という）は、総合情報センター情報処理システム利用規程第4条に該当する者とする。

## 〔接続申請及び承認〕

**第4条** ネットワークに機器を接続しようとする者は、所定の申請書を総合情報センター長（以下「センター長」という）に提出し、その承認を受けなければならない。

- Ⅱ 機器接続の承認を得た利用者に対して、必要なI Pアドレスを付与する。なお、利用者は総合情報センターから付与されたI Pアドレスを無断で変更することはできない。
- Ⅲ 承認事項に変更が生じた場合、変更申請書を提出し承認を受けなければならない。
- Ⅳ 利用者がネットワークに外部の通信回線等を接続する場合は、センター長の承認を受けなければならない。
- Ⅴ 総合情報センターが必要と認めた場合、ネットワークに接続した機器及びその設定内容を調査することができる。

## 〔ネットワークの管理及び管理者〕

**第5条** 総合情報センターは、第2条に定めた機器について管理を行い、その動作に対して責任を負うものとする。

- Ⅱ 総合情報センターは、管理作業の一部を本学教職員に委託し、ネットワーク管理者として認定することができる。
- Ⅲ ネットワーク管理者は、利用者のプライバシーを侵害してはならない。また、ネットワークの管理作業に際して知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。
- Ⅳ ネットワーク管理者は、利用者がネットワーク利用中に受けた損害について一切の賠償責任を追わない。

## 〔経費負担〕

**第6条** 基幹・支線L A N、ネットワーク接続機器及び専用・公衆回線等の維持経費は、情報処理センターが負担する。

- Ⅱ 基幹・支線以外のL A Nに係る維持経費（接続に係る経費及び工事費を含む）は、利用者の負担とする。
- Ⅲ 接続先での利用に関わる経費（接続料・検索料・その他使用料等）は原則として利用者の負担とする。

IV 上記にかかわらず、国立情報学研究所データベースを利用する場合等は、利用者の所属する部署が負担することができる。

〔運用時間〕

**第7条** ネットワークの運用は、総合情報センター作業に係わる以外は、原則として24時間とする。

〔運用中断〕

**第8条** 総合情報センターは、次の各号の一に該当する場合は、ネットワークの運用を中断することができる。

- 1 総合情報センター設備の保守、点検作業または工事を行うとき
- 2 停電や天災等不可抗力による事故が発生したとき
- 3 その他緊急を要する事態の発生したとき

II 総合情報センターは、前項の規定によりネットワーク接続を中断する場合、予め電子メール等により利用者に通知するが、緊急の場合はその限りではない。

〔禁止事項〕

**第9条** ネットワークを利用する者は、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- 1 ネットワークの運用を妨げるような行為
- 2 ネットワークを利用してコンピュータウィルス等有害なプログラムを作成、もしくは提供する行為
- 3 営利目的でネットワークを利用する行為、又はその準備を目的とした行為
- 4 他の利用者、第三者もしくは本学の著作権、肖像権、知的財産権及びプライバシーを侵害する行為
- 5 情報資源の利用に際し、知的財産権によって保護されているソフトウェア（プログラム、データ等）を利用許諾権の範囲を超えて複製、修正及び提供する行為
- 6 誹謗、中傷など他の利用者、第三者の名誉を害すること、猥褻又は公序良俗に反する情報を他の利用者、第三者に提供する行為
- 7 事実に反する又はその恐れのある情報を提供する行為
- 8 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為、もしくはその恐れのある行為
- 9 法令に違反する行為、違反する恐れのある行為、又は社会慣習に反する行為
- 10 その他、本学が不適切と判断する行為

〔違反に対する措置及び罰則〕

**第10条** 禁止事項に違反した利用者に対して総合情報センターは、次の各号に定める措置をとることができる。

- 1 利用資格の停止或いは失効等の措置を行うこと
  - 2 緊急で止むを得ない場合は、仮の措置として、ユーザーIDの停止、利用の制限、その他システムの保安又は証拠保存のための必要な措置を講ずること
  - 3 禁止事項に違反することにより故意に損害を与えた場合は、当該利用者に対して、損害に相当する金額を請求すること
- II 総合情報センター運営委員会が悪質な違反であると判断した場合には、全学危機管理委員会の協議を経て学部教授会に懲罰を付託することができる。

〔利用者責任〕

**第11条** 利用者はネットワークを利用するに際して、次の各号に定める責任を負うものとする。

- 1 利用者が、ネットワーク上で行う通信の内容
- 2 利用者が、ネットワークで提供するサービス及びその情報
- 3 利用者が、ネットワークを利用することにより発生した損害及び障害
- 4 利用者個人に属する資源内容についての保護
- 5 利用者自身で設定したパスワードの管理

- II 情報の公開に伴う責任は、情報を作成もしくは公開した利用者が全て負うものとし、公開情報の中に責任の所在を明記するものとする。
- III ユーザーID及びパスワードは、利用者本人の責任において管理し、第三者に使用させたり、譲渡・再貸与してはならない。また、他のユーザーID及びパスワードを不正の取得・使用する行為、又は他人を詐称する行為を行ってはならない。
- IV ユーザーIDが第三者によって不正に使用された形跡がある場合には、直ちに総合情報センターにその旨を連絡しなければならない。

[ユーザー領域]

**第12条** ユーザー領域は、一定の上限を定めて利用者には開放するものとする。ただし、利用期間を終了した利用者のユーザー領域は、利用期間終了後に総合情報センターが削除し、他の利用者が利用できる空間を確保するものとする。

- II 教職員以外の利用者が利用できるユーザー領域は、1名当たり60MBを上限とする。ただし、授業担当者より要請のあった場合にはこの限りではない。
- III 利用者は、ユーザー領域に保存している情報が領域上限を越えることのないよう整理を心掛け、情報の保存・退避を適宜行うものとする。

[電子メール]

**第13条** ネットワークによって電子メールを利用する場合には、次の各号を遵守しなければならない。

- 1 個人情報又は非公開情報の送信にあたっては、他人から送信情報を閲覧される可能性があることに留意すること
- 2 同じ内容の電子メールを他の利用者に転送することを求める、チェーン・メールを送信しないこと。
- 3 送信者の許可なく電子メールを公開しないこと
- 4 電子メールは頻繁に確認し、読んだ電子メールは極力削除すること
- II メールアドレスは、利用者が本学に在職又は在学している期間のみ有効であり、その後は年度末をもって削除する。なお、本学の教職員が退職した場合、1年間に限りメールアドレスの有効期間を延長し、電子メールの転送サービスを行うことができる。

[メーリングリスト]

**第14条** メーリングリストを利用する場合は、次の各号を遵守しなければならない。

- 1 メーリングリストを開設する場合は、所定の申請書を提出して許可を受けること
- 2 本人の同意に基づかない参加者の登録を行わないこと
- II 総合情報センターがメーリングリストの負荷を過大であると判断した場合には、適切なソフトウェアの変更、或いはメーリングリストの閉鎖を行うことができる。

[ホームページ]

**第15条** ホームページを公開する場合は、次の各号を遵守しなければならない。

- 1 内容は、原則として教育及び研究に関するものとする
- 2 大学、教職員、学生としての品位を保つに相応しい内容であること
- 3 内容が、日本国内の法令及び関係各国の法律や国際条例に抵触しないこと
- 4 第9条の「禁止事項」に該当する内容を含まないこと
- 5 内容は、原則として公開すること

## 附 則

この規程は、2001年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、2005年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、2011年4月1日から施行する。